

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福 島 県 職 員 の 給 与 等 の 臨 時 特 例 に 関 す る 条 例

条 例

福 島 県 職 員 の 給 与 等 の 臨 時 特 例 に 関 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 五 年 六 月 二 十 八 日

福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

福 島 県 条 例 第 四 十 九 号

福 島 県 職 員 の 給 与 等 の 臨 時 特 例 に 関 す る 条 例

（ 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 特 例 ）

第 一 条 この 条 例 の 施 行 の 日 から 平 成 二 十 六 年 一 月 三 十 一 日 まで の 間（ 以 下 「 特 例 期 間 」 と い う。） に お い て は、 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例（ 昭 和 二 十 六 年 福 島 県 条 例 第 九 号。 以 下 「 給 与 条 例 」 と い う。） 第 三 条 第 一 項 各 号 に 掲 げ る 給 料 表 の 適 用 を 受 け る 職 員 に 対 す る 給 料 月 額（ 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（ 平 成 十 八 年 福 島 県 条 例 第 五 十 九 号） 附 則 第 七 項 から 第 九 項 まで の 給 料 を 含 む。 以 下 同 じ。） の 支 給 に 当 た っ て は、 給 料 月 額 から、 給 料 月 額 に、 当 該 職 員 に 適 用 さ れ る 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 給 料 表 及 び 同 表 の 中 欄 に 掲 げ る 職 務 の 級 の 区 分 に 応 じ、 そ れ ぞ れ 同 表 の 下 欄 に 定 め る 割 合（ 以 下 こ の 条 に お い て 「 支 給 減 額 率 」 と い う。） を 乗 じ て 得 た 額 に 相 当 す る 額 を 減 ず る。

給料表		職務の級	割合
行政職給料表	二級以下		
	三級から六級まで		百分の七・七七

2

特 例 期 間 に お い て は、 給 与 条 例 に 基 づ き 支 給 さ れ る 給 与 の う ち 次 に 掲 げ る 給 与 の 支 給 に 当 た っ て は、 次 の 各 号 に 掲 げ る 給 与 の 額 から、 当 該 各 号 に 定 め る 額 に 相 当 す る 額 を 減 ず る。

一 給 料 の 特 別 調 整 額 当 該 職 員 の 給 料 の 特 別 調 整 額 の 月 額 に 百 分 の 十 を 乗 じ て 得 た

公安職給料表	七級以上	百分の九・七七
	三級以下	百分の四・七七
教育職給料表	四級から七級まで	百分の七・七七
	八級以上	百分の九・七七
研究職給料表	二級以下	百分の四・七七
	三級以上	百分の七・七七
医療職給料表(一)	二級以下	百分の四・七七
	三級及び四級	百分の七・七七
医療職給料表(二)	五級	百分の九・七七
	一級	百分の四・七七
医療職給料表(三)	二級	百分の七・七七
	三級以上	百分の九・七七
医療職給料表(三)	二級以下	百分の四・七七
	三級以上	百分の七・七七
	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級	百分の九・七七

額

二 給与条例第十九条第一項から第六項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 給与条例第十九条第一項 前項に定める額

イ 給与条例第十九条第二項又は第三項 前項に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ウ 給与条例第十九条第四項 前項に定める額に、同条第四項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 給与条例第十九条第五項又は第六項 前項に定める額に、同条第五項又は第六項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第十二条の適用を受ける職員に対する同条の規定の適用については、同条中「得た額」とあるのは、「得た額から、第三条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第五十九号）附則第七項から第九項までの給料を含む。）に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に福島県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年福島県条例第四十九号）第一条第一項において当該職員に適用される支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第七項の規定の適用を受ける職員に対する第一項、第二項第二号及び第三項の規定の適用については、第一項中「給料月額に」とあるのは、「給料月額から給与条例附則第七項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「前項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた前項」と、第三項中「乗じて得た額を減じた額」とあるのは「乗じて得た額及び附則第九項の規定により減額される給与の額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例）

第二条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福島県条例第八号）第四条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当の額」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、福島県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年福島県条例第四十九号）第一条第一項及び第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第三条 特例期間においては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第十五条第三項及び附則第五条の規定の適用については、勤務時間条例第十五条第三項中「得た額」とあるのは、「得た額から、給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたも

ので除して得た額に福島県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年福島県条例第四十九号）第一条第一項において当該職員に適用される支給減額率（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減じた額」と、勤務時間条例附則第五条中「除して得た額に」とあるのは、「除して得た額から給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額に」と、「除して得た額」とあるのは「除して得た額から、給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該職員に相当する額を減じた額」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例）

第四条 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十七号）第四条の規定の適用については、同条中「寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当の額（これらの給与のうち、福島県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年福島県条例第四十九号）第一条第一項及び第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例）

第五条 特例期間においては、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号。以下「任期付研究員条例」という。）の適用を受ける職員に対する給料月額に当たつては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から三号給までのもの及び同条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員 百分の七・七七

二 任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が四号給以上のもの及び同条第四項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・七七

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第六条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員に対する給料月額に当たつては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 任期付職員条例第八条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が一号給から四号給までのもの 百分の七・七七

二 任期付職員条例第八条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が五号給以上のもの及び同条第三項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・七七

（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の特例）

第七条 特例期間においては、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号。以下「学校職員条例」という。）第四条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十四号）附則第六項から第八項までの給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合（以下この条において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級		割合
	二級以下	三級以上	
高等学校教育職給料表	二級以下	三級以上	百分の四・七七
小学校・中学校教育職給料表	二級以下	三級以上	百分の四・七七
	三級以上	三級以上	百分の七・七七
	三級以上	三級以上	百分の七・七七
事務職給料表	二級以下	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	七級以上	百分の九・七七
医療職給料表	二級以下	二級以下	百分の四・七七
	三級以上	三級以上	百分の七・七七
	三級以上	三級以上	百分の七・七七

2 特例期間においては、学校職員条例に基づき支給される管理職手当の支給に当たっては、当該管理職手当の額から、当該職員の管理職手当の月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 特例期間においては、学校職員条例附則第七項の規定を受ける職員に対する第一項の規定の適用については、第一項中「給料月額に」とあるのは、「給料月額から学校職員条例附則第七項に定める額に相当する額を減じた額に」とする。

第八条 特例期間においては、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年福島県条例第十四号）第一条第四項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額から、給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務

時間に五十二を乗じたもので除して得た額に福島県職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成二十五年福島県条例第四十九号）第一条第一項において当該職員に適用される支給減額率を乗じて得た額に相当する額及び給料の特別調整額の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

第九条 特例期間においては、特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百一号）第七条第一項の適用を受ける職員に対する報酬（月額で定める報酬に限る。）の支給に当たっては、報酬の額から、報酬の額に百分の九・七七の割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

第十条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（端数計算）

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。
- 2 職員の給与の特例に関する条例（平成二十二年福島県条例第十一号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（人 事 課）